

暫定ケアプランの取扱いについて

要介護・要支援認定の新規申請・区分変更申請など、申請後に認定結果が確定するまでの間については、暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが可能です。

その際に、暫定ケアプランと実際の認定結果が異なった場合に、利用者に給付がなされないなどの不都合が生じることをのまないよう、暫定ケアプランの作成に際し、以下の点に御留意ください。

1 暫定ケアプラン作成する場合の例について

サービス開始前にケアプランの作成が必要となります。

暫定ケアプランを作成するときの例として、以下の場合が想定されます。

暫定ケアプラン作成には、一連の業務を行ってください。

(1) 要介護・要支援認定申請中の新規利用者が、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

(2) 要介護・要支援者が、区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

(3) 要介護・要支援者が、更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間内に確定せず、サービス利用を継続する場合

(4) 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者となり、サービスを利用している利用者が、新たに要支援・要介護認定の申請（新規申請）を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

*一連の業務とは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）第 13 条第 3 号から第 11 号までに定める一連の業務及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号）第 30 条第 3 号から第 11 号までに定める一連の業務

2 暫定ケアプランを作成する場合の留意事項について

(1) 新規申請時

初期相談の対応を行う際、認定結果が確定する前にサービスを利用する必要性を十分に見極めます。

その上で暫定ケアプランが必要な場合は、利用者の状態像や介護の手間等をアセスメントし、認定調査の状況等も加味しながら、認定結果が「要支援認定」又は「要介護認定」になるか慎重に判断します。

また、本人・家族に対して暫定ケアプラン及びその後の取扱いについて、事前に説明を行ってください。

(2) 区分変更・更新申請時

現在、ケアプランを作成している地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が、すでに把握している本人の状況から、認定結果が「要支援認定」又は「要介護認定」になるか判断します。

判断に迷う場合は、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所で情報を共有し連携を取りながら判断します。

また、本人・家族に対して暫定ケアプラン及びその後の取扱いについて、事前に説明を行ってください。

3 ケース別暫定ケアプランの取扱いについて

(1) 新規申請の場合

- ① 認定結果が「要介護認定」と見込まれる場合 ⇒ 居宅介護支援事業所が「介護給付」の暫定ケアプランを作成します。
- ② 認定結果が「要支援認定」と見込まれる場合 ⇒ 地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が「予防給付」の暫定ケアプランを作成します。

(2) 「予防給付」を受けている者が区分変更申請をした場合

- ① 認定結果が「要介護認定」と見込まれる場合 ⇒ 居宅介護支援事業所又は現ケアプランを作成している地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が「介護給付」の暫定ケアプランを作成します。
- ② 認定結果が「要支援認定」と見込まれる場合 ⇒ 地域包括支援センター又は現ケアプランを作成している地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が「予防給付」の暫定ケアプランを作成します。

(3) 「介護給付」を受けている者が区分変更申請をした場合

- ① 認定結果が「要介護認定」と見込まれる場合 ⇒ 現ケアプランを作成している居宅介護支援事業所が「介護給付」の暫定ケアプランを作成します。
- ② 認定結果が「要支援認定」と見込まれる場合 ⇒ 現ケアプランを作成している居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターと連携し、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が「予防給付」の暫定ケアプランを作成します。

- (4) 更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合 (2)、(3) に準じて暫定ケアプランを作成します。

4 暫定ケアプランを「自己作成扱い（セルフケアプラン扱い）」とする場合について

暫定ケアプランを作成し、サービスを導入したが、認定結果が要介護・要支援認定の見込みと異なった暫定ケアプランしかない場合、暫定ケアプランを確定ケアプランとみなすことができません。

被保険者に対して保険給付がなされないことがないように、暫定ケアプランを「自己作成扱い（セルフケアプラン扱い）」とし、五條市が給付管理を行いますので、**介護保険係までご相談ください。**

ただし、介護予防・日常生活支援総合事業においては、ケアプランの自己作成に基づくサービスの利用は想定されていません。

また、生活保護受給者については、ケアプランを自己作成することは認められていません。

そのため、要支援・要介護認定を想定する際に十分に見極めることが大切です。

参考：「厚生労働省平成 18 年 4 月改訂関係 Q & A (Vol. 2) 問 52」又は「介護報酬の解釈 3 Q A ・法令編（緑本）

令和 3 年 4 月版（緑本） P 301 Q 3 暫定ケアプラン 新予防給付と要支援・要介護の位置付け」

5 その他

暫定ケアプランと認定結果の給付区分が異なることのないように、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携し、十分に見極めを行ってください。

また、認定結果が非該当となった時や想定していた要支援・要介護状態区分より低くなった時には、介護サービスに要する費用が自己負担になる場合があること、想定していた要支援・要介護状態区分より重くなった時には、負担する費用が増えることについて、あらかじめ利用者や家族には十分な説明を行う必要があります。

「暫定ケアプランを作成していない」場合、サービスの利用を介護保険として認めることができません。

この場合、利用者が全額自己負担することになるため留意してください。

ただし、**要支援・要介護認定の見込みと異なる暫定ケアプランしかない場合**、事前に地域包括支援センターと地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所で情報を共有し連携を取っている場合に限り、認定結果後速やかに、地域包括支援センターもしくは、居宅介護支援事業所に引き継ぎを行えば、引継ぎを受けた地域包括支援センターもしくは、居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなし、自己作成扱い（セルフケアプラン扱い）とはしません。この場合、**暫定ケアプラン（1表・2表・6表・7表）（※注1）をすみやかに介護保険係へ提出してください**。なお、失念による居宅届の提出遅れ等によるケースは認めません。

また遡りを希望する月の計画作成が見受けられない場合は、遡りは認められません。

（注1）利用者への説明同意、交付日付と利用者の署名等の記載のあるもの

6 変更点

「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の取扱いについて、以下の点を変更いたします。

取扱い適用年月日 令和8年4月1日

○提出

契約が交わされるたびに、すみやかに市に提出する。

○様式の変更

様式を別添1のとおり変更する。

【変更箇所】

- ・様式に「暫定」を追加するとともに、地域包括支援センターとの情報共有確認欄を追加
 - ・暫定期間中の場合、「暫定」に○をつけること
 - ・介護・支援判断不明の場合、包括と居宅が連携している事を確認するため、地域包括支援センターと情報共有し、【上記事業者記入欄】を記入（別添1）すること。
- また、介護保険係へ提出すると同時に、地域包括支援センターへ写しを提出すること。